

## 会 議 録

会 議 の 名 称	行財政改革推進委員会
開 催 日 時	平成25年11月27日(水) 午後3時00分から午後4時40分まで
開 催 場 所	市役所第2庁舎203会議室
出席委員(者)氏名	坂野喜隆、間宮玲子、小山勇典
欠席委員(者)氏名	なし
担当課職員職氏名	市民参加推進課長 中山浩、収納課納税係長 高橋良幸、 政策室広聴広報担当副主幹 互英久、政策室企画担当副主幹 荒川泰弘 政策室企画担当主事 伊藤裕亮、政策室副室長 中村詠子、 政策室行政改革担当主査 岡崎久詩、政策室行政改革担当主任 松井勉、
会議次第と会議の 公開又は非公開の 別	1 開会 2 あいさつ 3 新行財政改革推進プラン(平成25年度上半期実績)について 4 その他 5 閉会 以上、すべて公開。
非公開の理由 (会議を非公開にし た場合)	
傍聴者の数	0名
会議資料の名称	・新行財政改革推進プラン進行管理シート(平成25年度上半期実績) ・平成25年度第2回行財政改革推進委員会 事前通告一覧(資料1)
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	坂野喜隆委員長、間宮玲子副委員長
その他の必要事項	

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)

坂野委員長	<p><b>1 開会</b></p> <p><b>2 あいさつ</b></p> <p>本日は、委員会にご参集いただき感謝申し上げます。2点についてお伝えしたい。1点目は、市民目線を常に意識していくことである。市民参加という議題も出ているため、市民が目を通すということを意識していただきたい。2点目は説明責任にも意識していくことである。議会のみならず市民にも説明する時代となっているため、職員には今後とも頑張っていただければと思う。本日はよろしく願います。</p>
行政改革担当主査	<p><b>3 新行財政改革推進プラン（平成25年度上半期実績）について</b></p> <p>新行財政改革推進プランについて、事前に通告をいただいているので、通告に沿って進めていきたい。進行については委員長より願います。</p>
坂野委員長	<p>間宮副委員長より通告されている、No.1「自治会加入率の向上：到達状況評価がBなのに、活動が遅れている場合の理由が明記されていないのはなぜか？」について、回答をお願いします。</p>
市民参加推進課長	<p>活動が遅れている場合の理由が明記されていないことについては、この調書の作成上の指示事項で、「到達状況評価がCまたはDとなった場合に、その理由を記載する」ものであったため、今回の86%達成でのB評価の結果については、記載しなかったものである。ただし、目標が達成できなかった理由としては、美南地域の関係がある。美南地域は、戸建やマンションの建設などにより転入・転居者が増加しているなか、自治会が形成されていない地区も存在し、人口増加に対して自治会加入者の割合が少ないことなどが挙げられる。なお、今回の武操跡地の開発業者である大和ハウスグループと今後について、自治会を新たに作るのか、それとも、周辺の自治会に溶け込んでいくのかについて、話し合いをしたところ、マンションと戸建等を全て含めて1つの塊として自治会を形成したいと申し出があったところである。</p>
間宮副委員長	<p>開発した場所は、開発した業者が自治会を形成していくと決められるのか。</p>
市民参加推進課長	<p>開発を伴う場合は、事前に話し合いをして近隣の自治会と調整をしていくものである。大きなマンションの場合は、1つの自治会を形成するのが通常である。しかし、今回の大和ハウスグループによる開発では、マンションと戸建等を全て含めて、1つの自治会として形成したいと話があったものである。</p>
坂野委員長	<p>吉川市では他自治体と比べて自治会の加入率が高くなっていると思う。神奈川県では、60%前後のところもある。</p>

市民参加推進課長	<p>次に、間宮副委員長より通告されている、No.2「市民参画機会の積極的な設定：市民参画機会そのものをふやすような取り組みはできないのか？たとえば、地域での高齢者の自立支援・予防介護事業などに市民の力を借りるなど。」について、回答をお願いします。</p> <p>この調書で指標としている市民参画機会とは、吉川市市民参画条例に基づいて、その手続きを取った件数を挙げている。そのため、各課で行う計画策定や条例制定の際に市民参画の機会を積極的に設けることを目標としているものである。副委員長が言われているような事業に、市民の力をいただくことに関しては、社会福祉課やいきいき推進課などでの検討が必要になると考えられる。</p>
間宮副委員長	<p>今回、質問したような内容のものをカウントしている指標はあるのか。</p>
市民参加推進課長	<p>7頁の下段の協働事業数である。協働事業数は、平成22年度の決算ベースで26件、平成23年度では26件、平成24年度では24件であった。代表的なものは、広報よしかわへのテープ朗読サービス団体、子育て支援に関する団体、環境にかかる啓発や、マイバックの推進をするための事業を行う団体など、市民力の活用による協働での活動をしている団体がいくつかある。</p>
坂野委員長	<p>次に、小山委員より通告されている、No.3「市民参画機会の積極的な設定：有効な手続きの手法に関して、今までどのような方法が検討にあがり、上手くいっていないのか？」について、回答をお願いします。</p>
市民参加推進課長	<p>市民参画手続きの有効な手続きの検討であるが、パブリックコメントや地域への説明会やアンケート調査などが当初の形式であったが、その後、市民討議会という手法が出てきた。住民基本台帳から無作為抽出をして参加メンバーを決定し、会議を行う形式である。これによると意見の偏りや地域性も出ないということで、平成22年度の第5次総合振興計画の基本構想策定の際に行ったことがある。市民討議会は、有効な手法であったことから、市民参画審議会でご意見をいただきながら、平成23年4月に吉川市市民参画条例の一部を改正し、市民参画手続きに新たな手法として加え、より広範で効果的な市民参画の機会と充実を図った。</p> <p>また、市民参画手続きとして条例の改正はしていないが、はがきによるアンケートや電話によるアンケートなども、有効であると考えられるため今後活用していきたいと思う。</p>
小山委員	<p>パブリックコメントや市民討議会の使い分けは案件側の条件で使い分けをしているのか。</p>
市民参加推進課長	<p>そのとおりであり、案件によって担当課に委ねている。当課としては、1つではなく、複数の手続きを踏んでいただくよう推奨をしている。</p>

坂野委員長	いろいろな自治体で市民討議会を条例に取り入れるかどうかを検討している訳だが、吉川市ではいつ市民討議会を条例に取り入れたのか。
市民参加推進課長	平成23年3月定例会で議決を得て、平成23年4月から施行している。
坂野委員長	次に、小山委員より通告されている、No.4「市税収納率向上と滞納額縮減（市民税）：税金や費用未納の人は各種項目で共通ではないかと考えられるが、手分けや協力して督促や徴収活動をしているのか？」について、回答をお願いします。
納税係長	国民健康保険税との連携は行っているが、その他の税等との連携は行っていない。連携内容としては、市役所の開庁時における納税相談と、月2回、20時までの夜間納税相談、4月と12月に2日間であるが休日納税相談を行い、国保年金課と連携を図っている。強制徴収については、差押え額が平成24年度に市税分として約7,442万円、国保税分として約682万円を徴収した。今年度は10月末現在で、市税分として約5,281万円、国保税分として約325万円を徴収している状況である。相談については、総合窓口のワンストップサービスの導入により、どちらでも受けられるように対応している。
小山委員	学童保育料などは個人情報の保護などの制約があってできないのか。それとも組織の横のつながりが原因でできないのか。
納税係長	徴税吏員は、地方税法で知り得た情報を漏らしてはならないという規定があることと、大きな問題として、債権管理をコンピュータで行っており、市税と国民健康保険税については1つのシステムで管理していることが挙げられる。保育料や学童保育料は別のシステムで行っているため、現在のところ、同一で管理できていない。
小山委員	マイナンバー制度の導入によってやり方が変わることはあるか。
納税係長	現在も住民基本台帳で番号が振られており、共通の情報として管理しているが、システム的な面での整備等は必要になってくると思われる。
小山委員	市税などの税金も保育料等も一緒にやっていただければ、職員も市民も楽になると思う。
坂野委員長	市税などの税金と保育料などのサービス料は違うものである。そもそも法律も異なるために、難しい面はある。
納税係長	債権一元管理をしている自治体もあるため、今後、研究をしていく必要はある。
坂野委員長	次に、間宮副委員長より通告されている、No.5「広報よしかわの充実：目標達成の指

<p>広聴広報担当副主幹</p>	<p>標が全戸配布率になっているのはどうしてか？内容と配布率との関係はあるのか？」について、回答をお願いします。</p> <p>広報よしかわの配布物は自治会を通じて、自治会加入の有無にかかわらず配布を依頼している。しかし、次の挙げるような理由により全体的に減少傾向にあると思われる。例えば、2世帯住宅などでは1部でよいとされる場合もあると想定できる。また、土地区画整理事業などの開発地区や賃貸アパートが多い地域では、自治会で人が入居されたことをリアルタイムで把握できないことがある。さらに、若い方は、市ホームページで見ているので、配布不要ということも想定できる。このようなことから、住民登録数と配布数が一致していないと思われる。</p> <p>平成24年3月の自治会長へのアンケート調査では、約90%が「今後も自治会を通じて配布したほうがよい」と回答している。自治会配布のメリットとしては、配布を通じてコミュニティの形成が図れ、ひとり暮らし高齢者等の見守りにも繋がり、自治会と非会員の接点ができ、地域自治振興交付金が自治会活動の活性に寄与すると考えている。市としては、これらのメリットを優先すべきと考え、自治会を通じての配布を当面継続していく予定である。配布物が届かない場合の補完としては、広報よしかわを市内公共施設や吉川駅、吉川美南駅に配布用として設置したり、市内図書館で毎月の「全戸配布」・「回覧」を閲覧できるようにしている。</p> <p>以前、当委員会で、別の指標の方が良いと指摘を受けたことがあるため、次期のプランでは、市民意識調査での広報よしかわへの満足度を指標とするなど、別の視点で充実を進めたいと考えている。そのようなことから、配布率と広報よしかわの内容において、関係性はあるかというご質問に対しては、関係はないということになる。ただし、今後も配布の現状を知り、市政情報を多くの方に知っていただくためのよりよい方法を継続して考えていく必要はあると考えている。</p>
<p>坂野委員長</p>	<p>都内にいくと、自治会では配布をしていない。新聞折り込みや駅等のポストに入れて配布をしている。</p>
<p>坂野委員長</p>	<p>次に、小山委員より通告されている、No.6「ふるさと納税制度のPRと運用：最終目標750千円に対して、目標以上の費用(人件費)をかけて活動をしていないか？」について、回答をお願いします。</p>
<p>企画担当副主幹</p>	<p>ふるさと納税制度は、応援したい都道府県や市町村に一定額以上の寄附をすると、個人住民税や所得税の一定割合が控除されるという制度で、吉川市では「吉川まちづくり応援寄附制度」として平成22年6月から取り組んでいる。</p> <p>これまでの実績だと、平成22年度が7件で108万円、平成23年度が1件で5千円、平成24年度が2件で33万円、そして今年度は現時点で、8件で150万円の寄附金があった。この事務においては、市のホームページで経常的に制度について掲載しているほか、毎年1回広報よしかわに実績報告とPRを兼ねて掲載しているところである。この制度に対する事務としては、申請書の送付や受付、歳入調定などの手続き、お</p>

	<p>礼状や領収書の送付などがあるが、事務量にそれほど多くの人件費をかけて、活動はしていないと考えている。</p>
小山委員	<p>今後において、寄附金は増やしていくものなのか、それとも無理をして増やしていくものではないものなのか。</p>
企画担当副主幹	<p>他の自治体では特産物を贈って寄附金を増やしている地域はあるが、当市においてはそのような事はない。</p> <p>過去の経過を踏まえると年間目標の750千円は妥当な額と考えている。</p>
坂野委員長	<p>寄附金についての条例は制定しているのか。</p>
企画担当副主幹	<p>条例は制定していないが、吉川まちづくり応援寄附金取扱要領において取扱いを定めている。</p>
坂野委員長	<p>用途については、ある程度特定されていないということによろしいか。</p>
政策室副室長	<p>寄附者からこういったものを使ってほしいかという意向を受けて、その事業に充当するようにしている。</p>
坂野委員長	<p>例えば、熊本県人吉市では、「子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例」を定め、そのなかで、6つの応援メニューのなかから用途を選択できるようにしている。</p> <p>次に、小山委員より通告されている、No.7「職場提案制度の活用：義務的な活動になってしまっていないか？（一つの部で一つ以上提出、等）意欲的な人は相応の使命感を持って応募してくるものとするが。」について、回答をお願いします。</p>
企画担当副主幹	<p>提出件数というノルマを達成するために、提出に義務を課し、半ば強制的に提出を促すこともあるが、当市においては、そのような義務を課すようなことはしていない。あくまで任意での提出を促している。なかには、意欲的な職員で、日頃から改善や提案の企画等を考え、この制度を通さずに直接担当課に働きかけている職員もいると思う。</p> <p>なお、この制度は、随時、提案を受け付ける制度となっているが、この制度を通じて提案が上がってくることはなかなかないのが現状であるため、キャンペーンとして応募を働きかけ、提案のきっかけや考えるきっかけを作っていきたいと考えている。</p>
小山委員	<p>民間会社では、1つの部署で1つと決めてやることもあるが、余計な負担になることもある。ただし、制度自体がないと提案しにくい面もある。この制度を利用するのと、直接担当課に働きかけて行うのではシステムが異なるのか。</p>
政策室副主幹	<p>直接だと言にくいことも、この制度を通すことにより、事務局から該当課へ伝えて</p>

坂野委員長	<p>いくため、提案しやすい環境にあると思う。</p> <p>民間会社では、社員がやめてほしいと思っているのか。また、金銭的なもの等でのインセンティブがあったりするのか。</p>
小山委員	<p>インセンティブを持たせるなら、業務の一環にして、しまえば評価につながる。評価につながらないならやめてほしいという意見はある。ただし、やる気のある人は提案を出しているため、制度としては残していた方が良いと思う。</p>
坂野委員長	<p>次に、私より通告した、No.8「効率的な組織体制の整備：現組織体制に課題はあるか。組織機構見直しはどのような方向性で進めているのか。」について、回答をお願いする。</p>
政策室副室長	<p>現行の組織機構については、平成14年度に大規模な見直しを行った後、平成19年度から20年度にかけてさらなる検討を行い、市民ニーズへの対応、また、効率化の観点から適宜、見直しを行ってきたところであるが、大きな見直しはなかった。しかしながら、急速な少子高齢社会、人口減少社会が到来するなど、社会情勢が激しく変化するなかで、地方分権による事務の権限移譲や市民ニーズの多様化、高度化等により、職務内容は年々、複雑化、高度化しており、変化する行政需要に対応した効率的な組織機構の整備が求められている。そこで、目標年次を平成28年度とする新庁舎の整備を見据え、市民ニーズに的確に対応できる組織機構を構築することを基本とし、新たな行政課題に対し柔軟かつ迅速に対応するとともに、最小の資源で最大の効果を上げることのできる組織機構を整備するため、検討委員会を設置したところである。委員会では、次の5つの事を勘案しながら、組織機構の見直しを行っている。1つ目は、第5次吉川市総合振興計画に基づき行政施策を円滑に推進できること。2つ目は、新庁舎におけるワンストップサービス窓口の設置を考慮した組織であること。3つ目は、市民の視点に立った組織の名称とすること。4つ目は、各部門の政策・調整機能の強化を図ること。5つ目は、職員・組織の主体性が発揮できること、である。</p> <p>組織機構見直し検討委員会では、各部から2名ずつ計14名を選出し、これまで6月から11月までで、11回開催してきた。現在のところ、部数を現行の7から8に増加し、課数を現行の32から37にしていく見直し案となっている。次回、12月の政策会議で報告して、ある程度の形としていく予定である。</p>
坂野委員長	<p>検討委員会の開催回数が指標になっているのはどうかと思う。市民からするとやっているだけではないかと言われてしまう可能性はある。これが正しいと言える、規模と効率から市にとってベストのものであると言えるものがあればいいと思う。</p> <p>次に、小山委員より通告されている、No.9「行政評価を活用した行政経営の徹底：HPから拝見したが、とてもしっかりと書き込まれていて驚いた。ただ543件というのは膨大な件数と考えるが、優先度をつけて取り組んでいるのか？また、シートの書き込みが目的化してしまっていないか？」について、回答をお願いする。</p>

行政改革担当主査	<p>当市では現在、政策を実現するための具体的な方策や手段について評価する施策評価とその施策を実現するための具体的な活動を評価する事務事業評価の2種類の行政評価を行っている。このうち事務事業評価については、市が行っている全ての仕事について具体的なサービス単位・業務単位を一つの事務事業の括りとして設定し、対象・意図・手段や人件費を含めたトータルコスト、活動指標・成果指標とその目標値などを明確にしたうえで、その結果について妥当性・有効性・効率性などの視点から評価をし、改善を図っているものである。この事務事業評価の括りについては、性質や内容の異なる複数の業務が一つの事務事業内に混在すると、詳細な分析ができないことから、細分化することを事務局から推奨しているため本数が多くなっているが、平成24年度からは予算と連動させており、括りについては毎年見直しを図っているため、現状では妥当な本数と考えている。</p> <p>優先度については、総合振興計画前期基本計画において定めている重点施策（災害から市民を守る、子育てしやすいまちをつくる、まちの住みよさと魅力を高める）に関する事務事業や、この基本計画に基づいて実施する今後3か年の主要な事務事業を示した実施計画に掲載された事務事業を優先度の高い事務事業としているほか、一階層上の行政評価である施策評価の中で施策に対する事務事業の貢献度を評価しているところである。</p> <p>このシートの作成については、相当の労力が必要とされるため、小山委員のご指摘のとおり手段の目的化が懸念される場所であるが、従来の行政は、事業の実施に関して特に目標を設定していなかったり、道路をどれだけ作ったかなどの活動自体を最終目標としていたり、客観的でないお手盛りの評価だったりしてマネジメントされていない実態があったため、労力がかかっても、PDCAサイクルを機能させるためのマネジメントツールとしては必要なものと考えている。</p>
小山委員	<p>市のホームページから事務事業評価シートを見たところ、率直な感想として、すばらしいと感じた。作る人の労力もとてもかかっていると思う。労力をかけて作成しているのだから、他にも活用できると良い。</p>
行政改革担当主査	<p>昨年度の決算から主要施策成果表でシートをそのまま掲載し、活用を始めたところである。また、定期監査においても事務事業評価シートを使用しているところである。</p>
坂野委員長	<p>500から700くらいのが市町村のレベルであり、吉川市の550くらいの事業数は、市町村では妥当な数であると思う。また、外部評価といって、市民が評価を行っている自治体もある。</p>
小山委員	<p>このシートはどこかの自治体のものを真似して作成したのか。</p>
行政改革担当主査	<p>導入当初は先進的な自治体を参考にしたが、その後、改良を重ねていることから、市独自のものになってきていると思う。</p>



坂野委員長	次に、小山委員より通告されている、No.10「モニタリング制度の構築及び実施：第三者評価機関とは具体的にどんな機関か？」について、回答をお願いします。
行政改革担当主査	<p>まず、第三者評価とは何かについてであるが、公共施設の運営管理を指定管理者に委ねた場合、その運営管理が協定書や仕様書などの通りになされているか、利用者等にとって満足のものかという評価が必要であり、指定管理者による第一者評価、市による第三者評価だけではなく、客観的な外部の目による第三者評価が重要とされている。そこで、多くの自治体では、第三者を加えた「評価委員会」を設置しているが、個別施設ごとに評価委員会を設置し評価を行うには、評価マニュアルの作成、評価委員の選任、委員会の調整、評価書の作成など膨大な事務作業と事務コストが発生してしまう。そのため、1,000以上の指定管理者制度導入施設を有する横浜市では、一部の施設について、第三者評価制度というものを導入している。</p> <p>この横浜市の制度では、まず、横浜市が希望者に対し評価員の研修と認定を行い、評価員の属する組織のうち要件を満たした組織を指定管理者第三者評価機関として認定している。認定された民間評価機関は横浜市の作成したマニュアルや評価表に基づいて、施設の評価を行うことによって、大幅な労力とコスト削減が可能となったほか、同じような機能を持った公共施設を、民間評価機関が比較検討しながら評価することで、客観的で専門的な評価ができるようになった。</p> <p>この第三者評価制度は非常に画期的な制度であるが、当市の規模で独自に導入するとなると大変効率が悪いため、現段階では、神奈川大学指定管理者モニタリング・評価研究所所長の大竹教授に協力をいただき、横浜市で認定された第三者評価機関に評価を依頼し、老人福祉センターや市民交流センターおあしす等のモニタリングを実施したところである。</p>
小山委員	評価については議会でやることではないのか。
行政改革担当主査	議会も行政のチェック機関であるが、指定管理者のモニタリングについては、運営体制や施設管理についてなど細かい項目を確認するために、専門性を持った評価機関に依頼をしている。
坂野委員長	議会の場合は行政活動の評価というより監視をしている。議会は市の内部の機関であり、第三者機関とは言わない。
行政改革担当主任	<p>次に、私より通告した、No.11「庁内広報の発行：発行に関しての方針はどのようなものか。職員の意識に変化はみられるか。」について、回答をお願いします。</p> <p>庁内広報である「行革通信」は、平成16年9月から職員の『行財政改革に対する意識の向上』を目的として開始したものである。現在、月に1回発行することを目安にし、第88号まで達している。内容としては、行財政改革の取組、ISO9001に関すること、行政評価に関すること、民間会社の改善事例、職員紹介などの情報を発信し、職員の意識改革に関する記事を掲載し、意識の向上を目的に行っている。</p>

<p>間宮副委員長</p> <p>行政改革担当主任</p> <p>坂野委員長</p> <p>行政改革担当主査</p> <p>坂野委員</p>	<p>作成に当たっては、特に、窓口業務のある職員は、日中にパソコンを開く時間もないくらいに業務に追われていると聞いたことがあることから、日常業務の多忙のなかでも読むことができるように、難しい内容のものは噛み砕いて表現し、一読するだけで頭に入るような文章作成を心掛け、また、固い内容とならないよう興味をひくような内容のものを選定するようにしている。</p> <p>職員からの反応は、発行後に、内容に対しての反響が多々あり、閲覧状況数を見ると、多くの職員が閲覧していることが分かる。職員の意識の変化については、近年、効果測定を実施していないが、平成19年度に実施した「職員意識調査」のなかでは、「これまでの内容はどうか」という問いに対して、「非常に役に立つ・ある程度役に立つ」と回答した職員の割合が77.1%と多くを占めていた。</p> <p>市ホームページに公表し、市民が閲覧できるようにしないのか。</p> <p>記事のなかには市民に対して公表できるものもあるが、職員の個人名や写真も掲載しており、内容が、主に職員の意識の向上を目的に作成しているものであるため、公表するためには、それなりの修正が必要となる。</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>これで、今回の委員会の議事はすべて終了となるが、何か意見はあるか。</p> <p>「よしかわ行財政改革推進プラン」は5年計画であるため平成26年度で終了となる。そのため、平成26年度は、現行の進行管理とともに新たな計画の策定作業をしていかなければならない。行財政改革推進委員会委員の任期は今回で終了となるが、是非、次回も、皆さんの意見を伺えればと考えている。</p> <p><b>5 閉会</b></p> <p>以上で、本日の行財政改革推進委員会を終了とする。</p>
<p>以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>平成25年12月18日</p> <p>署名委員 (坂野委員長 自署)                      署名委員 (間宮副委員長 自署)</p>	